

年 月 日

出席停止のお知らせ

(インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の感染症)

目黒区立月光原小学校長

年 組

保護者様

お子様は、この度、学校で予防すべき感染症に罹りましたので、学校保健安全法第19条に則り、出席停止の措置をとります。下記の出席停止期間を参考にして、主治医から登校許可が出るまで、療養していただきますようお願いいたします。この措置は、お子様に十分な休養を与え早く病気を治すことと、他の児童への感染を防ぐことを目的としています。この期間は出席停止となり欠席扱いになりません。

なお、登校の際には下記の「出席停止解除願い」を保護者の方が記入し、担任まで提出してください。

学校において予防すべき感染症と出席停止期間

種 類	病 名	期 間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	第一種の感染症にかかった者については治癒するまで。
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで。
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が、痂皮(かひ)化するまで。
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで。
	結核	医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	医師において感染のおそれがないと認めるまで。

※ 感染性胃腸炎、溶連菌感染症などは、その他の感染症として、学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐために必要に応じて校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として出席停止にすることがあります。

※ 学校保健安全法第19条では、「校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」と定めています。

きりとりせん

出席停止解除願

目黒区立月光原小学校長 様

年 組 児童・生徒氏名

病 名	
療 養 期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
受診医療機関	

主治医より登校許可が出ましたので出席停止の解除をお願いします。

年 月 日 保護者氏名